

船舶事故調査報告書

令和2年11月4日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年11月23日 12時15分ごろ
発生場所	大阪府岬町深日港谷川沖 地ノ島灯台から真方位043° 1.8海里付近 (概位 北緯34° 19.2′ 東経135° 05.0′)
事故の概要	遊漁船TOSHI 1は、航行中、また、プレジャーボートBlue Angelsは、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年1月30日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 TOSHI 1、2.6トン OS3-5056（漁船登録番号）、個人所有 第252-16948号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート Blue Angels、5トン未満（長さ2.85m） 250-52458大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	軽傷1人（船長B）
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 左舷外板に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、東進中、船長Aが、B船を船首方約1kmに視認していたものの、まだ距離があると思い、魚群探知機及びGPSプロッターの画面を見ながら針路及び速力を保持して航行を続けたところ、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣り竿の片付けを行いながら漂流中、船長Bが、左舷方約300mから接近するA船を認めた際、B船が漂流中なので避けてくれると思い漂流を続けたところ、更に接近するので、救命胴衣に付属の笛を吹くなどしたものの、A船と衝突した。
分析	A船は、東進中、船長Aが、船首方約1kmにB船を認めた際、まだ距離があると思い、航海計器の画面に意識を向けて航行を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、漂流中、船長Bが、約300mから接近するA船を認めた際、B船が漂流中なので避けてくれると思い漂流を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、A船が航行中、B船が漂流中、船長Aが、船首方約1kmにB船を認めた際、まだ距離があると思い、航海計器の画面に意識を向けて航行を続け、また、船長Bが、A船を認めた際、B船が漂流中なので避けてくれると思い漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、航行中、船首方の他船に接近している場合、動静監視を確実に行うこと。・ 船長は、漂流中、接近する他船が自船に気付いていないことから、他船が避けてくれると思わず、積極的に衝突を回避する措置を採ること。